## 練馬区産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の発展が地域の活性化に寄与するものであることにかんがみ、練馬区(以下「区」という。)における産業の振興に関する基本となる事項を定めることにより、区民の生活環境と調和した活力のある産業の発展を促し、もって区民生活の向上を図ることを目的とする。

## (基本方針)

- 第2条 産業の振興は、つぎに掲げる方針に基づき、区、事業者および産業経済 団体(産業経済活動に関わる団体をいう。以下同じ。)が連携し、かつ、協力 して実現するものとする。
  - (1) 商業については、区民の消費生活を支えるとともに、商店街が地域のにぎ わいと区民の交流を促進する地域社会の中心として区民生活の活性化に寄 与するよう、振興するものとする。
  - (2) 工業については、技術力や競争力の向上を図るとともに、区民の生活との 調和がとれるよう、振興するものとする。
  - (3) 農業については、農産物を生産するとともに、豊かなみどりを保全し、区民生活に潤いをもたらすよう、振興するものとする。
  - (4) 観光については、地域の資源を活用するとともに、にぎわいの創出による 地域経済の活性化を図るよう、振興するものとする。
- 2 産業の振興は、地域経済の活性化および雇用の拡大に寄与するとともに、産業に携わる人材の育成に努めることを旨とする。
- 3 産業の振興は、区民の理解と協力のもとに実現することを旨とし、区民の信頼と共感を得られる適正な事業活動を進展させることを目指すものとする。

(区の責務)

- 第3条 区は、事業者に対する支援等必要な施策を展開し、積極的な事業活動へ の取組を促すものとする。
- 2 区は、産業の振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の地方公 共団体との連携を図るものとする。

(事業者の役割)

- 第4条 事業者は、自ら事業の発展および経営の改革に努めるとともに、区および産業経済団体による産業の振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。
- 2 商店街において事業を営む者は、当該商店街の振興を図るため、その中心的 な役割を果たす商店会への加入等、相互に協力するよう努めるものとする。
- 3 商店街において事業を営む者は、当該商店街がにぎわいと交流の場を提供する事業を実施する場合は、必要な負担をすること等により、協力に努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

- 第5条 産業経済団体は、事業者の自助努力と創意工夫を支援する活動を行うよう努めるものとする。
- 2 産業経済団体は、産業の振興のための活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(区民の協力)

第6条 区民は、産業の発展が区民生活の向上と地域の活性化に寄与することを 認識するとともに、地域における産業の振興に関わりを深めるよう努めるもの とする。

(協力体制)

第7条 産業の振興に当たっては、区、事業者および産業経済団体ならびに区民 が協力して効果的に産業の振興を図るための体制を整備するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。